

# 補完的保護対象者に対する日本語教育事業委託実施要項

令和6年1月26日  
文化庁次長決定

## 1 趣旨

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について(令和5年12月1日一部変更)」に基づく条約難民(その家族を含む。以下同じ。)等及び令和5年12月1日付け難民対策連絡調整会議決定「補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」に基づく補完的保護対象者に対する、日本語習得のための便宜供与を行う事業の実施により、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

- (1) 定住を希望する補完的保護対象者を対象とした日本語教室を設置し、572授業時間(1授業時間は45分とする。)の日本語教育プログラムを実施すること。その他、受講者の日本語習得に必要な措置を講じること。
- (2) 補完的保護対象者に対し、日本語教室で使用する教科書を提供し、また、学習教材(補完的保護対象者の使用言語に翻訳されたもの)を必要に応じて提供すること。
- (3) 補完的保護対象者の日本語学習を支援する者(以下「補完的保護対象者日本語学習支援者」という。)に対し、学習教材等を必要に応じて提供すること。
- (4) 補完的保護対象者や補完的保護対象者日本語学習支援者ほか、日本語教育に関わる者に対する日本語教育相談を実施すること。

## 3 事業に係る業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、法人格を有する団体に事業に係る業務(以下「業務」という。)を委託する。

## 4 委託期間

委託期間は、委託を締結した日から契約期間満了日までとする。

## 5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

## 6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額)、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が契約の定めに違反したとき又は業務の遂行が困難であると認

めたときは、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

## 7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 8 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

## 9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について照合及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じて業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。